

○経済産業省告示第二百二十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和二年六月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの</p>

---

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)・(2) 「略」

- (3) 二の表の辨のワシントン条約附属書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる種に属す

---

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)・(2) 「略」

- (3) 二の表の辨のワシントン条約附属書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる種に属す

---

る動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ 「略」

ロ クック、ニウエ、南スーダン、台湾、

東ティモール、タークス及びカイコス諸島

(4)・(5) 「略」

(6) 二の表の罫心の水銀に関する水俣条約第三  
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ

---

る動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ 「略」

ロ アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー

諸島、ハイチ、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール

(4)・(5) 「略」

(6) 二の表の罫心の水銀に関する水俣条約第三  
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ

---

ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホン

---

ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホン

---

---

ジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セ

---

ジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストフ

---

ントクリストファー・ネービス、セントル  
シア、サモア、サントメ・プリンシペ、サ  
ウジアラビア、セネガル、セーシエル、シ  
エラレオネ、シンガポール、スロバキア、  
スロベニア、南アフリカ共和国、スリラン  
カ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン  
、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ  
、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、  
英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌ  
アツ、ベトナム、ザンビア

アー・ネービス、セントルシア、サモア、  
サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、  
セネガル、セーシエル、シエラレオネ、シ  
ンガポール、スロバキア、スロベニア、南  
アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ  
、スリナム、スウェーデン、スイス、シリ  
ア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガ  
ンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ  
合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム  
、ザンビア

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

この告示は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、三の九の(6)の改正規定については、令和二年六月十日から施行する。

# 経 済 産 業 省

20200512 貿局第1号  
輸出注意事項2020第21号  
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年6月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」等の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この規程は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、別紙2の改正規定については、令和二年六月十日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」(平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号)

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 締約国でない国又は地域であつて、条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国又は地域 クック、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール、<u>タークス及びカイコス諸島</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 締約国でない国又は地域であつて、条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国又は地域 <u>アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ</u>、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール</p>

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改正後	現行
<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。</p>	<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、<u>北マケドニア</u>、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>

# 経 済 産 業 省

20200525 貿局第1号  
輸入注意事項2020第10号  
経済産業省貿易経済協力局

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第9号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年6月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」の一部改正について

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第9号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和2年6月7日から施行する。

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第9号)

改正後	現行
<p>平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる特定物質の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p> <p><u>なお、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について)は、平成19年3月31日限りで、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第35号(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質について)は、令和2年6月6日限りで廃止します。</u></p>	<p>平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる特定物質の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。<u>なお、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について)は、平成19年3月31日限りで廃止します。</u></p>
記	記
<p>1 対象品目 <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号。以下「化学兵器禁止法」という。)</u>第2条第3項に規定する特定物質 なお、特定物質の<u>範囲</u>については、化学兵器禁止法施行令(平成7年政令第192号)別表1の項第3欄又は第4欄<u>及び別表</u>を参照のこと。</p> <p>2 書面申請手続 (1) 提出書類 ①～④ (略) ⑤ 申請者が<u>化学兵器禁止法第5条第1号及び第3号から第5号までに該当しないことを説明した書面</u> 1通 (削る)</p>	<p>1 対象品目 <u>化学兵器禁止法第2条第3項に規定する特定物質</u> なお、特定物質の<u>具体的範囲</u>については、化学兵器禁止法施行令(平成7年政令第192号)別表1の項第3欄又は第4欄を参照のこと。</p> <p>2 書面申請手続 (1) 提出書類 ①～④ (略) ⑤ 申請者が<u>下記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しないことを説明した書面</u> 1通 <u>(イ) 化学兵器禁止法又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の</u></p>

(削る)

(削る)

(削る)

⑥・⑦ (略)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

別表

(1) 毒性物質

	関税率表の 番号等	貨物名
1	2931.90-000	<u>〇—アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（〇—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u>
2	2931.90-000	<u>〇—アルキル＝N・N—ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（〇—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N—ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）</u>
3	2930.90-900	<u>〇—アルキル＝S—二—ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（〇—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇—アルキルのア</u>

刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(ロ) 化学兵器禁止法以外の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者で、その情状が特定物質の輸入をする者として不適当な者

(ハ) 禁治産者

(ニ) 法人であって、その業務を行う役員のうち上記(イ)から(ハ)までに該当する者がある者

⑥・⑦ (略)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(新設)

		<u>ルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S-ニージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>4</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>S-ニージアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート（S-ニージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>5</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>二クロロエチルクロロメチルスルフィド</u>
<u>6</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）</u>
<u>7</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二クロロエチルチオ）メタン</u>
<u>8</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・二-ビス（二クロロエチルチオ）エタン（別名セスキマスタード）</u>
<u>9</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・三-ビス（二クロロエチルチオ）一n-プロパン</u>
<u>10</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・四-ビス（二クロロエチルチオ）一n-ブタン</u>
<u>11</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>一・五-ビス（二クロロエチルチオ）一n-ペンタン</u>
<u>12</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二クロロエチルチオメチル）エーテル</u>
<u>13</u>	<u>2930.90-900</u>	<u>ビス（二クロロエチルチオエチル）エーテル（別名O-マスタード）</u>
<u>14</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>二クロロビニルジクロロアルシン（別名ルイサイト一）</u>
<u>15</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>ビス（二クロロビニル）クロロアルシン（別名ルイサイト二）</u>
<u>16</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>トリス（二クロロビニル）アルシン（別名ルイサイト三）</u>

<u>17</u>	<u>2921.19-000</u>	<u>ビス（二クロロエチル）エチルアミン（別名HN一）</u>
<u>18</u>	<u>2921.19-000</u>	<u>ビス（二クロロエチル）メチルアミン（別名HN二）</u>
<u>19</u>	<u>2921.19-000</u>	<u>トリス（二クロロエチル）アミン（別名HN三）</u>
<u>20</u>	<u>3002.90-100</u>	<u>サキシトキシシ</u>
<u>21</u>	<u>3002.90-100</u>	<u>リシシ</u>
<u>22</u>	<u>2931.39-000</u>	<u>P-アルキル-N- [一（ジアルキルアミノ）アルキリデン] ホスホンアミド酸=フルオリド（P-アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、P-アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>23</u>	<u>2929.90-000</u>	<u>N- [一（ジアルキルアミノ）アルキリデン] ホスホンアミド酸=フルオリド（アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>24</u>	<u>2929.90-000</u>	<u>N- [一（ジアルキルアミノ）アルキリデン] ホスホロアミドフルオリド酸（アルキル基がシクロアルキル基</u>

		<p><u>であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u></p>
25	2929. 90-000	<p><u>アルキル=N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホロアミドフルオリダート (ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u></p>
26	2931. 39-000	<p><u>N— [ビス (ジエチルアミノ) メチリデン] —P—メチルホスホンアミド酸=フルオリド</u></p>
27	2933. 39-220	<p><u>N—アセチルオキシアルキル—N・N・N'・N' —テトラアルキル— N' — {[三— (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—二—イル] メチル} —N・N' — (デカン—・X—ジイル) ジアンモニウム=ジプロミド (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロ</u></p>

		<p><u>キシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあつては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル）及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アセチルオキシ基（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあつては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基）がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。）（Xは、一から十までの整数を表すものとする。）</u></p>	
28	2933.39-220	<p><u>N・N・N'・N' —テトラアルキル—N・N' —ビス</u>  <u>{[三—（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン—ニ—</u>  <u>イル]メチル} エタンビス（アミジウム）＝ジプロミド</u>  <u>（テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下である</u>  <u>ものに限る。）</u></p>	
29	2933.39-220	<p><u>N・N・N'・N' —テトラアルキル—N・N' —ビス</u>  <u>{[三—（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン—ニ—</u>  <u>イル]メチル} —N・N' —（二・</u>  <u>X<sub>1</sub>—ジオキサアルカン—・X<sub>2</sub>—ジイル）ジアンモニ</u>  <u>ウム＝ジプロミド（アルカンの構造が直鎖であり、当該</u>  <u>アルカンの炭素数が四以上十二以下であり、かつ、テト</u>  <u>ラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるもの</u>  <u>に限る。）（X<sub>1</sub>は当該アルカンの炭素数から一を減じた数</u>  <u>を、X<sub>2</sub>は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すもの</u>  <u>とする。）</u></p>	

(2) 原料物質

	<u>関税率表の 番号等</u>	<u>貨物名</u>
<u>1</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>アルキルホスホニルジフルオリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</u>
<u>2</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ーアルキル＝〇ー二ージアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット(〇ーアルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇ーアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、〇ー二ージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>3</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ー二ージアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット(〇ー二ージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</u>
<u>4</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ーイソプロピル＝メチルホスホノクロリダート(別名クロロサリン)</u>
<u>5</u>	<u>2931.90-000</u>	<u>〇ーピナコリル＝メチルホスホノクロリダート(別名クロロソマン)</u>

別紙1・別紙2 (略)

別紙1・別紙2 (略)

# 経済産業省

20200525貿局第1号  
輸出注意事項2020第22号  
経済産業省貿易経済協力局

「包括輸出承認取扱要領について」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年6月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「包括輸出承認取扱要領について」の一部改正について

「包括輸出承認取扱要領について」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 一般包括輸出承認</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一般包括輸出承認の範囲 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）（以下「覚取法」という。）第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造用途以外に使用する貨物の輸出</p> <p>(4) 一般包括輸出承認の申請手続 (略)</p> <p>① 書面による申請の場合 (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 申請理由書（様式1a） 1通 ※ (略)</p> <p>※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚取法</u>第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。</p> <p>※ (略)</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 一般包括輸出承認</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一般包括輸出承認の範囲 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）（以下「覚取法」という。）第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造用途以外に使用する貨物の輸出</p> <p>(4) 一般包括輸出承認の申請手続 (略)</p> <p>① 書面による申請の場合 (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 申請理由書（様式1a） 1通 ※ (略)</p> <p>※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚取法</u>第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。</p> <p>※ (略)</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

(7) 一般包括輸出承認の変更

(略)

- ① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

(略)

(イ) (略)

(ロ) 申請理由書 (様式1 a) 1通

※ (略)

※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。

※ (略)

(ハ)・(ニ) (略)

(注) (略)

- ② (略)

(8)・(9) (略)

3・4 (略)

別紙1 (略)

別紙2

表1 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
(1) (略)	
(2) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚醒剤</u> の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業	(略)

(7) 一般包括輸出承認の変更

(略)

- ① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

(略)

(イ) (略)

(ロ) 申請理由書 (様式1 a) 1通

※ (略)

※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚せい剤の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。

※ (略)

(ハ)・(ニ) (略)

(注) (略)

- ② (略)

(8)・(9) (略)

3・4 (略)

別紙1 (略)

別紙2

表1 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
(1) (略)	
(2) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚せい剤</u> の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産	(略)

<p>大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に用いられる場合</p> <p>②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合</p> <p>③ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。</p>	<p>業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に用いられる場合</p> <p>②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合</p> <p>③ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。</p>
---	--	--	---

表2 特定包括輸出承認の条件

特定包括輸出承認の条件	承認条件の適用
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、特定包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①輸出される貨物が麻向法第2条に規定</p>	<p>(略)</p> <p>「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定</p>

表2 特定包括輸出承認の条件

特定包括輸出承認の条件	承認条件の適用
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、特定包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①輸出される貨物が麻向法第2条に規定</p>	<p>(略)</p> <p>「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定</p>

<p>する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に用いられる場合</p> <p>②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合</p> <p>③ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>する<u>覚醒剤</u>の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。</p>	<p>する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に用いられる場合</p> <p>②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合</p> <p>③ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>する<u>覚せい剤</u>の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。</p>
<p>以下略</p>		<p>以下略</p>	